

平成24年1月11日

自動販売機による営業者の募集について（公告）

熊本地方裁判所長

熊本地方裁判所国有財産事務分掌者 難 波 孝 一

熊本地方裁判所玉名支部外5庁の庁舎の一部において、有償による使用許可を受け、自動販売機により清涼飲料水を販売する方を募集します。応募しようとする方は、下記の要領により企画提案書を提出してください。

記

1 件名

熊本地方裁判所玉名支部庁舎外における使用許可（自動販売機設置）の相手方選定

2 募集の趣旨

熊本地方裁判所玉名支部外5庁の庁舎の一部について自動販売機により清涼飲料水を販売させる前提で使用許可（有償）をするに当たって、使用許可を受けようとする者（法人であると個人であるとを問わない。）を広く募集し、提出された企画提案書の優劣により使用許可をする相手方を選定することを目的とするものである。

3 使用許可をする場所

- | | |
|------------------------|---------------|
| (1) 熊本県玉名市繁根木54-8 | 熊本地方裁判所玉名支部庁舎 |
| (2) 熊本県山鹿市山鹿280 | 熊本地方裁判所山鹿支部庁舎 |
| (3) 熊本県阿蘇市一の宮町宮地2476-1 | 熊本地方裁判所阿蘇支部庁舎 |
| (4) 熊本県八代市西松江城町1-41 | 熊本地方裁判所八代支部庁舎 |
| (5) 熊本県人吉市寺町1 | 熊本地方裁判所人吉支部庁舎 |
| (6) 熊本県天草市諏訪町16-24 | 熊本地方裁判所天草支部庁舎 |

詳細は企画提案募集要領を参照のこと

4 使用許可の条件内容

使用許可を受けた者は、使用許可を受けた場所において、自らが提出した企画提案書の内容に従い、自動販売機により清涼飲料水の販売をする。

詳細は企画提案募集要領を参照のこと

5 企画提案書の作成及び提出に係る事項

(1) 企画提案募集要領の交付

ア 交付期間

平成24年1月11日（水）から同年1月24日（火）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時30分から午後4時30分まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

熊本地方裁判所事務局会計課内
管理係（内線148）

熊本県熊本市京町一丁目13番11号 電話096(206)3839

ウ 交付方法

交付場所において無料で交付する（郵送又は電送による交付申込みは受け付けない。）

(2) 企画提案書の提出方法等

ア 提出期間

平成24年1月26日（木）から同年2月1日（水）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時30分から午後4時30分まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

イ 提出場所

上記企画提案募集要領の交付場所と同じ

ウ 提出方法

提出場所に持参する方法による（郵送又は電送による提出は受け付けない。）。

エ 提出部数 2部

6 質問及び回答

- (1) 本件の応募又は企画提案書の作成，提出に関する質問は，次の提出期限まで，書面にて受け付けるので，提出場所に持参する。

ただし，手続及び企画提案書の形式についての質問は，前記企画提案募集要領交付場所に電話で問い合わせても差し支えない。

ア 質問書の様式 日本工業規格A列4番の用紙を用いる。

イ 提出期限 平成24年1月24日（火）午後3時まで

ウ 提出場所 上記企画提案募集要領の交付場所と同じ

- (2) 回答書は，次の交付日時に交付場所において手交する（郵送又は電送による回答は行わない。）。

ア 交付日時 平成24年1月25日（水）午後3時

イ 交付場所 前記企画提案募集要領の交付場所と同じ

7 使用許可をする相手方を選定するための手順

- (1) 提出した企画提案書が次の一つに該当する応募者は欠格とする。

ア 提出場所，提出期限又は提出方法が前記5に適合しないとき。

イ 企画提案募集要領に指定する作成様式又は記載事項の留意事項に適合しないとき。

ウ 虚偽の内容が記載されているとき。

- (2) 欠格とされなかった応募者から提出された企画提案書について評価し，最も評価が高い企画提案書を提出した応募者を使用許可の相手方として選定する。

詳細は企画提案募集要領を参照のこと

8 その他

- (1) 書類等の作成に用いる言語，通貨及び単位は，日本語，日本円，日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

- (2) 提出された企画提案書は返却しない。

- (3) 企画提案書の作成及び提出並びに本件に応募することに関わる費用は，すべて応募

者の負担とする。

- (4) 提出された企画提案書の内容を確認するため、必要に応じて個別にヒアリングを実施することがある。